

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、各行政機関の長等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を、内閣総理大臣にあらかじめ登録し、当該行政機関の長等が当該金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができることとともに、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等により、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図ることを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

この法律における「公的給付の支給等」等の用語の定義を定めるものとする。（第二条関係）

第二 公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座の登録

一 登録

1 預貯金者は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について

、登録を受けることができるものとする。

2 1の登録を受けようとする者は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならぬものとする。

3 1の登録は、公的給付支給等口座登録簿に当該預貯金口座に係る次に掲げる事項を記録してするものとし、この場合において、公的給付支給等口座登録簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四の一の2において同じ。）をもつて調製するものとする。

(1) 金融機関及びその店舗の名称

(2) 預貯金の種別及び口座番号

(3) 名義人の氏名

(4) 名義人の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(5) その他デジタル庁令で定める事項

4 内閣総理大臣は、1の登録をしたときは、デジタル庁令で定める方法により、公的給付支給等口座登録者に対し、その旨その他デジタル庁令で定める事項を通知しなければならないものとする。

(第三条関係)

二 変更の登録

1 公的給付支給等口座登録者は、当該登録に係る預貯金口座以外の一の預貯金口座であつて公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができるものについて、変更の登録を受けることができるものとする。

2 1の変更の登録を受けようとする公的給付支給等口座登録者は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならないものとする。

3 1の変更の登録は、当該預貯金口座に係る一の3の(1)から(3)までに掲げる事項について、公的給付支給等口座登録簿の記録を修正してするものとする。

4 内閣総理大臣は、1の変更の登録をしたときは、デジタル庁令で定める方法により、公的給付支給等口座登録者に対し、その旨その他デジタル庁令で定める事項を通知しなければならないものとする。

こと。

(第四条関係)

三 登録の特例等

1 行政機関の長等（1の規定による同意の取得及び情報の提供を適切に行い得るものと認められる者としてデジタル庁令で定めるものに限る。）は、その行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用する一の預貯金口座に関する情報であつて一の3に掲げる事項に係るものについて、預貯金者から取得したとき又は保有しているときは、デジタル庁令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項を説明した上で、当該預貯金者の同意を得て、内閣総理大臣に提供することができるものとする。

(1) 当該同意をしたときは、公的給付支給等口座登録簿に一の3に掲げる事項が記録されること。

(2) 各行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣

総理大臣に対し、公的給付支給等口座登録簿に記録された一の3の(1)から(3)までに掲げる事項に係る情報（七において「公的給付支給等口座情報」という。）の提供を求めることができること。

2 内閣総理大臣は、1の規定による情報の提供を受けた時点において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を一の2の申請をした者とみなして一の1の登録をし、当該預貯金者が1の同意に係る預貯金口座と異なる預貯金口座に係る公的給付支給等口座登録者であるときは当該預貯金者を二の2の申請をした者とみなして二の1の変更の登録をし、当該預貯金者が1の同意に係る預貯金口座と同一の預貯金口座に係る公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該預貯金者に対しその旨を通知するものとする。

(第五条関係)

四 修正又は訂正

1 公的給付支給等口座登録者は、一の3に掲げる事項に変更があつたとき又は誤りがあつたときは、デジタル庁令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないものとする。

2 内閣総理大臣は、公的給付支給等口座登録者について、一の3に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあつたことを知ったとき(一の規定による届出があつたときを含む。)は、公的給付支給等口座登録簿の記録の修正又は訂正をしなければならないものとする。

3 内閣総理大臣は、2の記録の修正又は訂正をしたときは、デジタル庁令で定める方法により、公的給付支給等口座登録者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(第六条関係)

五 登録の抹消

1 公的給付支給等口座登録者は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、一の1の登録の抹消の申請をすることができるものとする。

2 内閣総理大臣は、次に掲げるときは、公的給付支給等口座登録者について、一の1の登録を抹消しなければならないものとする。

(1) 当該公的給付支給等口座登録者が1の申請をしたとき。

(2) 当該公的給付支給等口座登録者に係る預貯金口座について、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができないことを知ったとき。

(3) 当該公的給付支給等口座登録者が死亡したことを知ったとき。

3 内閣総理大臣は、2(3)を除く。の規定により一の1の登録を抹消したときは、デジタル庁令で

定める方法により、公的給付支給等口座登録者に対し、その旨を通知しなければならないものとする
こと。
(第七条関係)

六 委託

1 内閣総理大臣は、一の二の申請、二の二の申請、四の一の規定による届出又は五の一の申請の受付
に関する事務の一部を金融機関に委託するものとする。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、一の規定による委託を受け、当該事務を行うことがで
きるものとする。

3 一の規定による委託を受けた金融機関の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託
を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。
(第八条関係)

七 公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求

行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大
臣に対し、公的給付支給等口座情報の提供を求めることができるものとする。
(第九条関係)

第三 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施に必要な措置

一 特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理

行政機関の長等は、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができるとすること。

（第十条関係）

二 資料の提出その他の協力

行政機関の長等は、一に規定する情報の管理に関する事務のために必要があると認めるときは、他の行政機関の長等に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとし、この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないものとする。

（第十一条関係）

第四 預金保険機構の業務の特例等

一 預金保険機構の業務の特例

1 預金保険機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一の一の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

(1) 内閣総理大臣の委託を受けて、内閣総理大臣と第二の六の1の規定による委託を受けた金融機関との連絡を行うこと。

(2) 内閣総理大臣の委託を受けて、第二の一の2の申請、第二の二の2の申請、第二の四の1の規定による届出又は第二の五の1の申請（(1)に規定する金融機関が受付に関する事務を行ったものに限る。）をした者の個人番号の確認を行うこと。

(3) (1)及び(2)の業務に附帯する業務を行うこと。

2 預金保険機構は、内閣府令・デジタル庁令・財務省令で定めるところにより、1の規定による業務を電子情報処理組織（預金保険機構の使用に係る電子計算機（磁気ディスク及び入出力装置を含む。以下2において同じ。）と内閣総理大臣又は1の(1)に規定する金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）によって取り扱うものとする。

（第十二条関係）

二 預金保険法の適用

この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を

適用し、所要の読替えを定めるものとする。

(第十三条関係)

三 区分経理

預金保険機構は、一の1の規定による業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとする。

(第十四条関係)

四 交付金

国は、予算の範囲内において、預金保険機構に対し、一の1の規定による業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができるものとする。

(第十五条関係)

五 借入金

1 預金保険機構は、一の1の規定による業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができるものとする。

2 内閣総理大臣は、1の規定による権限を金融庁長官に委任するものとする。

3 2に規定するもののほか、1の規定による内閣総理大臣の権限の委任に関して必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第十六条関係)

六 内閣府令・財務省令への委任

三から五までに規定するもののほか、五の1の規定による認可に関する手続その他三から五までの規定を実施するため必要な事項は、内閣府令・財務省令で定めるものとする。

(第十七条関係)

第五 雑則

一 デジタル庁令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、デジタル庁令で定めるものとする。

(第十八条関係)

二 経過措置

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む）

を定めることができるものとする。

(第十九条関係)

第六 罰則

第二の六の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとする。

(第二十條關係)

第七 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

(附則第一條關係)

二 この法律の施行に関し必要な準備行為をすることができるものとする。

(附則第二條關係)

三 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

(附則第三條及び第四條關係)

四 政府は、この法律の施行の状況等について検討を加え、所要の措置等を講ずるものとする。

(附則第五條關係)

五 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第六條から第十五條まで關係)